

「福岡市内宿泊事業者の人材確保支援に係る合同就職説明会実施業務」委託 企画提案募集に関する質問と回答

項番	項目	質問内容	回答
1	【仕様書4-(2)-②】 合同就職説明会の実施について 参加事業者関連	参加事業者数について各20社程度を目標とあるが、各社あたりの参加人数の制限はあるか。	1社あたりに対しての参加人数の制限はありません。
2	【仕様書4-(2)-①】 合同就職説明会の実施について 共通事項	「開催時期は、11月下旬」とあるが、提案者が最適だと考える時期であれば前後してもよいか。	宿泊事業者及び求職者の参加が多く見込まれる時期であれば、その根拠をお示しいただいた上で開催時期はいつでもご設定いただいて構いません。
3	【仕様書4-(2)-③】 合同就職説明会の実施について 参加求職者関連	「参加する求職者数の目標は最低100名以上」とあるが、新卒採用と中途採用合わせて100名以上か。	ご認識のとおりです。 新卒採用と中途採用を合わせて最低100名としておりますので、最低100名以上の具体的な目標数をご提案ください。
4	【仕様書4-(2)-①】 合同就職説明会の実施について 共通事項	中途採用は、「宿泊業界の未経験者、経験者の別は問わない」とあるが、説明会の中で即戦力とお話があったが、即戦力の定義とは学生以外との理解でよいか。	本事業における「中途採用」及び「即戦力」の定義としては、「社会人経験者」としています。
5	【仕様書4-(2)-③】 合同就職説明会の実施について 参加求職者関連	宿泊業界のゲストスピーカーの登壇等を例に挙げていたが、謝礼を払って登壇していただいてもよいか。	委託料の中からゲストスピーカーに謝礼をお支払いし、ご登壇いただくことは問題ありません。 ゲストスピーカーは一例であり、その他、ご自由にご提案いただいて構いません。
6	【仕様書4-(2)-②】 合同就職説明会の実施について 参加事業者関連	宿泊事業者の募集は各20社程度としているが、新卒採用と中途採用を分けて行うことから、1社がその両方に参加する場合、それぞれ1社とカウントしてよいか。	新卒採用と中途採用に同じ宿泊事業者がそれぞれ参加する場合、それぞれ1社としてカウントしてください。
7	【募集要領5-(5)-イ】 提案書関係②様式5「配置計画」	本様式で定める従事者について、主担当および業務ごとに複数名で企画・遂行を予定しているが、その中で主担当についてのみ記載すれば問題ないか。	特に問題ありません。